

# JPCA NEWS

vol. 19

March 2019

公益社団法人日本写真家協会(JPS)  
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)  
一般社団法人日本写真文化協会(文協)  
日本肖像写真家協会(日肖像)  
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)  
全日本写真連盟(全日写連)  
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)  
日本自然科学写真協会(SSP)  
日本風景写真協会(JNP)  
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体



「早朝の朝倉氏遺跡」 photo:落井俊一

## CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース

JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

p2

著作物の保護期間が70年に延長

p3

SPECIAL REPORT / スペシャルレポート

写真とその著作権の継承

p4

SERIES / シリーズ著作権解説

著作権の概要

p6

QUESTION / ANSWER / 一問一答

写真の公開について

p7

# JPCA共催事業「著作権セミナー」を開催

## 「写真の著作権」「ストリートスナップの肖像権」を学ぶ

著作権や肖像権に関するトラブルが後を絶ちませんが、そのひとつに、写真公募展などにおいて「著作権」を主催者に譲渡させることが慣例化されているかのような誤解が生じていることが挙げられます。著作権や肖像権の原則を知ることに対応できるさまざまなこと、撮影時の心がけやトラブル時の対応について、日本写真著作権協会(JPCA)と日本写真作家協会(JPA)との共催事業として「著作権セミナー」を2018年11月18日に東京都美術館講堂において開催しました。講師は、世界27か国での撮影経験を持ち、欧米で作品を発表している写真家・棚井文雄氏(JPA副会長、JPCA運営委員)が努めました。

これまでに、公募展で受賞・入賞した腕利きや、応募を目標に写真を楽しんでいる写真愛好家や写真指導者が参加され、その関心の高さが窺えました。

まずは、「著作権」と「肖像権」について著作権法の基本が丁寧に解説され、憲法に示されている「表現の自由」とプライバシー権との関係についての説明も行われました。それらの基本情報を伝えたのち、いくつかの肖像権訴訟の判例を挙げ、それぞれの判決理由を会場の参加者と共に検証し、撮影時に心がけるべきことや、トラブル時の対応を具体的に示しました。

公募展への作品応募における問題については、写真に限らず、作品応募の際に「募集要項」のどの項目に気をつけるべきなのかを説明しました。自身の作品の「著作権」「著作者人格権」をどのようにして守るのか、仮に著作権を公募展主催者に譲渡してしまった場合にはどのようなことになってしまうのか、そうさせないために何をすべきなのかを具体的な例を挙げながらその対応を明確に示しました。

「ストリートスナップの肖像権」では、現在「肖像権」について具体的に明文化された法律は存在せず、プライバシー権、パブリシティ権によりその問題が指摘されていることが解説され、写真家・写真愛好家がストリートスナップ撮影時に直面する問題点を列挙しました。近年、

祭などのイベントにおいて、望遠レンズの使用やローアングルの撮影を禁止とする主催者も見受けられますが、このセミナーでは、公人の謝罪会見、パレード参加の子供たち、女性を背後から撮影した写真などなど、いくつもの例を挙げて肖像権の問題を説明しました。また、昨今、著作権があるとされる建造物についてもそこに生じている誤解についての解説が行われました。会場からは、「この説明はよくわかる」「わかりやすい」との声が洩れ聞こえてきました。

今回のセミナーでは、写真家・写真愛好家にとって、いかに「著作権」が大切なものであるのかということと、「肖像権」については、作品を公開する際には細心の注意をはらい、撮影マナーをしっかりと守り、まずは写真家として「写真に撮る」「シャッターを押す」べきであるという姿勢が示され、ストリートスナップ撮影を楽しんでいる参加者の方々に大きな勇気をもたらすことができました。

セミナー終了後には、講師の棚井文雄氏に熱心に質問される方が列をなし、「もっと色々な話をしてほしい」「自分の写真クラブでも講演してほしい」という意見もいただくなど大変有意義なセミナーとなりました。

記: 日本写真作家協会 兼子 久



photo:伊藤加徳 HJPI320600000906

# 著作権法改正により 著作物の保護期間が70年に延長



NYC-1982 photo:足立寛 HJPI320100000050

TPP11協定が日本国について効力を生ずる日である2018年12月30日に著作権法が改正され施行された。これにより「著作者の創作した著作物の保護期間が死後50年から70年」に延長された。

TPP11協定:環太平洋パートナーシップ(TPP)に関する包括的および先進的な協定

日本の著作権法では、歴年主義を定めているために、原則として著作者の死後50年を経過するまでとされ、著作者が死亡した翌年1月1日から起算され50年後の12月31日までを保護期間としてきたが今回の改正で70年に延長された。

## 51条・保護期間の原則/57条・保護期間の計算方法

共同著作物の場合は、最後に死亡した著作者から起算される。無名、変名の著作物である場合は、その著作物の公表から70年となる。法人、その他の団体名義の著作物も同様に公表後70年。なお、映画に関しては平成15年の改正により公表後70年となっている。

## 53条・団体名義の著作物の保護期間/54条・映画の著作物の保護期間

保護期間改正の概要として文化庁は、「国際的な制度調和を図ると共に、著作物が長期間に海外などで保護され、中長期的な著作権料収入の増加が期待される。そのことによって新たな創作活動やアーティストの発掘、育成となり我が国の文化発展に寄与する」と発表している。

種類	現行法	改正後
著作物	原則	著作者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
映画	映画	公表後70年
	実演	実演が行われた後50年
レコード	レコード発行後50年	レコード発行後70年

映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

著作権の保護期間の延長(文化庁ホームページより)

改正された著作物の保護期間70年については、多くの問題点が生じるとの指摘もある。

50年の保護期間では著作者の死後に相続した者がその親族の場合には、孫の代までが著作権者となり、著

作物の管理ができると言われてきた。保護期間が70年になることにより、上記で文化庁が述べている目的は理解できるが、その反面、今後さらにウェブ社会での著作物などが加われば、著作者不明の孤児作品が更に増えることは明らかであろう。現在取り組みを進めている裁定制度では、大量に生まれる孤児作品をやがて処理することが困難な状態になると予想され、著作権そのものの存続が問われる可能性も心配される。

現在は、著作物の許諾を得ようとしても、「権利者が誰なのか」「判明しても何処にいるのかわからない」ことにより許諾を得ることが出来ない場合は、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。

## 写真の保護期間の変遷について

- ・写真の著作物の保護期間は、1899年(明治32年)に施行された旧著作権法では発行後10年(未発行の場合、製作後10年)と規定された。
- ・1956年(昭和31年)12月31日までに発行又は製作した(写真撮影)著作物の著作権は1966年(昭和41年)12月31日までに消滅してしまった。著作者が生存していても同様である。
- ・1967年(昭和42年)7月27日、1969年(昭和44年)12月8日の2回にわたる暫定延長措置の適用を受け発行後13年に延長された。
- ・1971年(昭和46年)の著作権法全面改正において、公表後50年となった。
- ・1997年(平成9年)12月の改正により死後50年となった。(1998年3月25日施行)

記: 足立寛

## ■写真の著作権保護期間の変遷

著作権法施行	1899年(明治32年)
発行または製作後10年	1956年(昭和31年)までに発行または制作した写真の保護期間は1966年(昭和41年)までに切れてしまった。
暫定延長2年	1967年(昭和42年)
暫定延長1年	1969年(昭和44年)
公表後13年	
公表後50年	全面改正・現行法施行 1971年(昭和46年)
死後50年	改正 1997年(平成9年)
死後70年	改正 2018年(平成30年)

『写真著作権』(2003)日本写真家協会監修より

## 写真とその著作権の継承

写真は著作物です。その著作権は譲渡や相続が可能です。写真の場合は原画の保存や管理などが重要になります。今回は、昭和を代表する写真家・林忠彦氏の四男であり、氏の作品とその著作権継承者でもある写真家の林義勝氏に、実父の作品の管理方法や活用方法、最晩年の作品となった「東海道」の撮影に同行された際のエピソードやご苦労などをお話いただきました。



林義勝氏  
photo:足立寛  
HJPI320100000050

林さんは、林義勝写真事務所代表として多数の写真集を出版されて活躍する写真家であると同時に、「林忠彦作品研究室」の代表となっていますが、具体的にはどのようなことをモットーとして、どのような活動をされているのかをお聞かせください。

**林** 父・林忠彦の写真を管理し、効率よく作品を提供することを行っているのが林忠彦作品研究室です。名称こそ違いますが、父が存命の時から林写真事務所として写真の貸し出しだけでなく、その時代に求められている写真を提供する仕事や企画などを行っていましたが、父の死後に名称を「林忠彦作品研究室」とし、本格的に動き出したということです。

管理することもさることながら、できる限り情報発信をし続けることを大事にしています。多くの人に林忠彦の写真を知ってもらうという意味ではインターネットも積極的に利用していきたいと思っています。

昨年2018年は、父の生誕100年にあたり、全国8か所で開催しました。来年は世界が日本に注目するオリンピックイヤーというタイミングで、父の撮った敗戦からの復興の時代の写真をみんなに見てもらいたい。オリンピックの華やかさの中で、かつて日本の数十年前にこんな状況の時代があり、今の日本があるということを知ってもらいたい。日本の歴史文化を写真を通して伝えていきたいと思っています。私の今の撮影テーマも「日本」なので父の写真だけでなく、親子で「日本」を海外でも伝えてゆきたいと思い企画しているところです。

保存されているネガの量はどのくらいですか？

**林** 父の残した作品は戦前、戦中から東海道まできちんと整理されていますが、とにかく膨大な数があり、具体的なカット数は数えたことがないのでわかりません(笑)。頻繁に出る作品は(デジタル化して)コンピューターに保存していますが、写真を貸し出す時はアナログ的なやり方をしていて、(相手が急がない場合には)基本的にはデータのやり取りはしないと

いうことにしています。時間的に余裕がある場合にはプリントで渡すとか、もしくはデジタルデータを渡す場合でもメールでのやり取りはせず、CD-ROMで渡し、使用後はCDも返却してもらおうようにしています。メールで送ってしまうと、扱いが安易になってしまう気がするので、あえて、面倒な手順を介して写真の扱いを大切にしているのだということを印象付けるようにしています。

父は「写真は記録である。写真ほどリアルに後世に残るものはない」という言葉を残していますが、今のようにデジタル化になっても撮りっぱなしで、コンピューターにしまい込んでおくだけでは作品と言えないと思っています。大事なものはプリントにして残し、機械を用いなくても作品として見られるものを作るようにしています。

父の作品も、プリントはなるべくオリジナルのネガからプリントするようにしており、ネガ管理にしてもすべてナンバリングされているので、使い終わったものは必ずそこに戻すようにしています。この整理をするのに6年間もかかりました。モノクロの旧ネガケースが劣化していたので、JPSのネガカバーに全部替え、すべてを仕分けして台帳を作りました。その作業が一番大変でしたね。

林さんの場合、著作権継承者も写真家だったのでスムーズに継承できたと思いますが、写真に関係のない人が継承者になった場合、結果的には埋もれてしまう可能性があります。

**林** 父と同世代の写真を管理されている方々が、写真使用料を高額に設定していることで、(使う側としては)結果的に使用が叶わないというケースもあるようです。私の場合にはできるだけ多く発信できるかということを重視しています。必要な媒体であると判断した場合には無料で貸し出すこともまれにあります。貸出金額については基本料金は設定していますが、幅をもって対応していて、世の中に写真を出し続けるということを優先するよう心がけています。

父の写真の中で太宰治のルパンでの写真が一番有名ではありますけれど、あの写真も使用料に関して幅をもって提供

したことによって、数多くのメディアで発信することができ、一般の人にも父がバー・ルパンでの太宰治の写真の撮影者として知られるようになったと思っています。

お父様と同じ道を歩まれて活動されているわけですが、写真を残してゆく、受け継いでゆくということに関して、写真家として先輩写真家の仕事を引き継ぐという部分と、血を分けた息子として父の遺産を受け継ぐという二つのスタンスがあるのではないのでしょうか。

**林** 同じ写真家として、写真の持っている力、すばらしさを一人でも多くに伝えたいという思いが本音であるし、今では林忠彦の作品が私の体の一部ようになって組み込まれているような気がします。

諸先輩の写真家の方々から、「おやじさんのことばかりじゃなく自分のことも」と言われることもあります。きちんと自分の仕事をやりながら、父の仕事を伝えてゆくという使命感もあります。

東海道を一緒に撮影に行かれたことについてお聞かせください。

**林** 東海道の撮影はまるまる5年間かかっているんですよ。父が亡くなったのが72歳の時(1990年)ですが、元々父は1956年(昭和31年)に週刊誌の仕事で東海道、静岡エリアに取材に行っていて、御油であるとか御殿場、白須賀海岸の松並木を撮影しています。その時に旧街道の松を見て愕然としたということがきっかけです。それは江戸時代に(東海道五十三次の宿場があり)浮世絵(歌川広重 東海道五拾三次 白須賀 汐見阪)にもなるような立派な松並木があり名所だったのが、実際に行ってみると松の木は細り、歯が抜けたような光景を目の当たりにし、衝撃と危機感を感じ、江戸時代の美しい光景を残しておかねばと思ったそうです。昭和31年の段階でそういう危機感を感じていたということは、やはり父は「報道写真家」なんですね。絶えず色々なものに対してアンテナを張っていて、思ったことは必ず実行しているんです。最後の仕事となった東海道に関しては、命と競争しながら行った取材でした。肝臓がんを告知されたとき医者からは、このま

ま治療しなければ1か月くらいの命と言われ、壮絶な治療を行なったのですが、自分の体力からすると絶対5年は持つだろうと自分で決めて東海道の取材を始めました。

最初の頃は体調も良く、自分で運転して撮影に行っていました。治療の経過も良かったため、(東海道以外の)仕事に復帰したのですが、しばらくして脳内出血を患い、右半身が不自由になったこともあって、東海道の撮影がしばらく中断してしまいました。その後、リハビリを経て撮影に臨めるようになったのですが、最終的に車いすになってから、私がアシスタントとして同行することになりました。

その頃、私自身が北京で大きな写真展を行う大事な時期と重なっていたのですが、やりくりして、同行することにしました。撮影の助手だけでなく、健康管理ということもあったので、父が体のハンディキャップを背負ったことによる肉体的精神的ストレスを溜めないよう、私が父の体の一部になるよう助手業に徹するようになりました。父にとって私はいい助手だったと思います。阿吽の呼吸で父が何を求めているのかわかるんですよ。撮り終わったときに必ず「どうだ?」「いいか?」と私に確認する為に、声をかけるんです。その時の父の声が今でも忘れられません。

昨年12月30日に著作権の保護期間が死後50年から70年になりました。お父様が1990年に亡くなられてから間もなく30年になろうとしています。林さんの場合、著作権の保護期間があと20年だったものが40年に伸びたこととなります。著作権継承者として、このことをどのように考えていますか?

**林** 同じ仕事をしていることもあり、父の写真の一番の理解者であると自負していますが、いずれ、自分がネガを管理しきれなくなってしまうたら、最終的には周南市の美術博物館が林忠彦の作品をコレクションしているという経緯もありますので、周南市に収めるか、周南市の林写真館の五代目の跡つぎの甥っ子がいますから、そこに任せるかという選択肢があります。それまでは後世に伝えることに尽力したいと思っています。

インタビュー：岡野一之  
まとめ：加藤雅昭

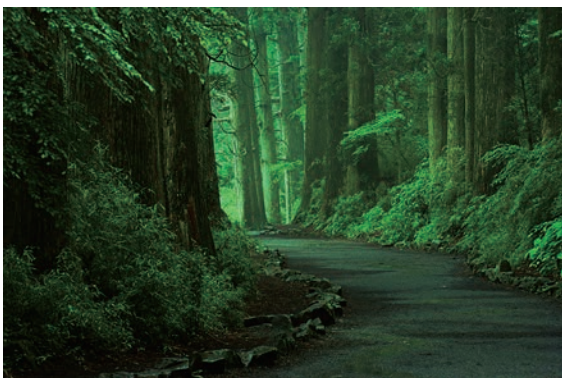


photo:林忠彦



撮影中の林忠彦氏

### 林義勝 (はやし・よしかつ)

東京都出身  
1950年3月3日 写真家・林忠彦の四男として誕生  
1973年 東京総合写真専門学校卒業  
1977年 「中村勘九郎写真展」  
1986～1990年 林忠彦の最後のライフワーク「東海道」の撮影に同行  
1988年 外国人初の写真展「龍の北京」を中国歴史革命博物館で開催  
2013年 個展「中村勘九郎 1975～82年」  
2017年 個展「文学のふるさとを巡る」  
他、国内外で多数の写真展を開催、写真集、書籍多数

## ⑤著作権の概要

このシリーズでは、知的所有権、著作物、社寺仏閣の著作権、公衆送信権と送信可能権について解説してきました。今回は知識の整理を兼ねて、著作権の概要をまとめてみます。

### 著作権は知的所有権の一つ

著作権は知的所有権(知的財産権、無体財産権ともいわれます)の一つです(シリーズの第1回参照)。特許権や意匠権等、知的所有権の多くは、権利を取得するために申請等の手続きが必要ですが、著作権は著作物が創られた時点で自動的に著作者に付与されます(これを「無方式主義」といいます)。

写真は著作物の一つですから、例外を除いて(シリーズの第2回参照)、撮影した写真には自動的に著作権が付与されます。

### 「著作者の権利」と「著作隣接権」

著作物が創られた時点で著作者に付与される著作権は「著作者の権利」と「著作隣接権」の二つからなります。

「著作者の権利」は創りだされた著作物が著作者以外に無断で利用されない等の権利です。

「著作隣接権」は著作物等を伝達する者(実演家、レコード製作者、放送事業者等)に付与される権利です。

著作権の保護期間は、従来、著作者の死後50年でしたが、2018年12月30日からは死後70年となりました(P3「著作権法改正により著作物の保護期間が70年に延長」参照)。

### 「著作者の権利」(著作権)とは

「著作者の権利」(著作権)はいろいろとありますが、大きく二つに分けられます。「著作者人格権」と「著作権(財産権)」の二つです。

### 「著作者人格権」の内容

「著作者人格権」は、その名の通り、著作者の人格を守る権利で、「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の三つからなります。

**公表権** 著作者が著作物を公表するか、あるいは公表しないか等を決める権利

**氏名表示権** 著作物を公表するとき、著作者の名を表示するかしないか、また、表示する場合、実名にするかペンネーム等にするかを決める権利

**同一性保持権** 著作物の内容等を無断で他人に改変されない権利

「著作者人格権」は譲渡したり、相続したりすることはできません。

### 「著作権(財産権)」の内容

「著作権(財産権)」は、現在、以下の12の権利に分けられています。著作物の著作者は、その著作物について、これらの権利を専有します。

「著作権(財産権)」は一部または全部を譲渡したり、相続したりすることができます。

**複製権** 無断で複製されない権利

**上演権・演奏権** 無断で公衆に上演・演奏されない権利

**上映権** 無断で公衆に上映されない権利

**公衆送信権** 無断で公衆に送信されない権利

**公の伝達権** 無断でテレビ等の受信装置を用いて公に伝達されない権利

**口述権** 無断で公衆に口述されない権利

**展示権** 無断で公衆に展示されない権利

**譲渡権** 無断で公衆に譲渡されない権利

**貸与権** 無断で公衆に貸与されない権利

**頒布権** 無断で公衆に頒布されない権利

**二次的著作物の創作権** 無断で二次著作物を創作されない権利<sup>※1</sup>

**二次的著作物の利用権** 無断で二次著作物を利用されない権利<sup>※2</sup>

※1(翻訳権、翻案権等)

第27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

※2(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第28条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同種の権利を専有する。

記:田井宏和



photo:田井宏和 HJPI320800000584

参考文献/文化庁長官官房  
著作課「著作権テキスト〜初めて学ぶ人のために〜平成30年5月版」

QUESTION

## 写真の公開について

家族、友人、知人が自宅周辺や観光地などで撮影した写真、映像を利用して、結婚披露宴で上映する生い立ちムービーなどのDVDを作成しようと考えています。また、プリクラ機で撮影した写真もあります。これを披露宴会場で上映し、SNSにアップする際には、どのような対応が必要でしょうか？

## JPCAからの回答

ANSWER

結婚披露宴で上映するムービーは、パーティを演出するアイテムとしてたいへん人気があるようですね。二人の入場を飾るオープニングムービー、生い立ち、なれそめを紹介するプロフィールムービーなど、昔の写真やさまざまな動画との組み合わせによって作成された映像が会場を盛り上げ、記憶に残る披露宴を演出してくれることでしょう。

さて、DVDの作成についてですが、ご質問内容にあるようなソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)へのアップを前提としますと、ご家族や友人、知人が撮影されたプライベート写真であっても、著作権と肖像プライバシー権に注意する必要があります。

まず、撮影をした方には「著作権」がありますので、利用にあたり許諾を得ることが必要となります。書面による許諾が理想ですが、口頭でも有効です。プリクラや証明写真のように機械によって自動で撮影された写真については、一般的に著作物とは認められていませんので著作権の心配はありません。

被写体となっている方の「肖像プライバシー権」に対しても、公開の承認を得ることが必要となります。その方法については、著作権と同様となりますので書面か口頭で行って下さい。

このように、「公開」に際しては、著作権、肖像プライバシー権に配慮する必要があります。ただし、結婚披露宴のみでの上映を考えた時(限定された方々のみで鑑賞する場合)、それを公開と捉えるかどうか問題となります。もし、私的利用の範囲内であると判断されるのであれば、「著作権」の処理は不要であり、主な被写体として写っている方々から「肖像プライバシー権」に対しての承認を得ればよいでしょう。

これらは映像を上映する場合の個別の判断となりますが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)へのアップは「公開」となり、「私的利用」とは大きく異なりますので、上記を参考にしたご判断をお願いします。

記：棚井文雄

2019年4月14日(日)まで

# 田沼武能写真展

## 東京わが残像 1948-1964



「路地裏の緑台将棋」佃島1958年 photo:田沼武能 HJPI320100001006

開演時間：午前10時～午後6時（入場は午後5時30分まで）  
 休館日：毎週月曜日※ただし2月11日（月・祝）は開館、翌2月12日（火）は休館。  
 主催：世田谷美術館（公益財団法人せたがや文化財団） 企画協力：株式会社クレヴィス

## 世田谷美術館

### SETAGAYA ART MUSEUM

〒157-0075 東京都世田谷区砧公園1-2 TEL:03-3415-6011(代表)  
 www.setagayaartmuseum.or.jp 展覧会のご案内:03-5777-8600(ハローダイヤル)

関連イベント

- 田沼武能講演会「わが写真家人生」  
 日時：2019年3月16日(土)午後2時～3時30分(開場は午後1時30分)  
 場所：世田谷美術館講堂
- 東京工芸大学でも田沼武能の写真展を開催!  
 会期：2019年3月5日(火)～4月27日(土)午前10時～午後8時(会期中無休・入場無料)  
 会場：東京工芸大学芸術学部 写大ギャラリー(中野区本町2-4-7 芸術情報館2F)



発行 一般社団法人日本写真著作権協会  
 発行人 田沼 武能  
 URL : <https://jpca.gr.jp>  
 〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIビル4F  
 TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真

### 「早朝の朝倉氏遺跡」

コメント：静寂の中ゆっくりと明けゆく朝に、遺跡の唐門を守るかの様に咲く薄墨桜。数年前に右側の太い枝が折れてしまい、心配しましたが、その守り桜は今年も頑張ってくれてくれました。後世に残し伝えたいものです。